

だ

平成23年
(2011)

3月号

No. 72



発行／八頭町役場 企画課 〒860-0493 八頭郡八頭町郡家493番地
Tel.0898-76-0203 Fax.0898-73-0414 URL <http://www.town.yazu.tottori.jp/>

今月の主な内容

- 八頭町自治基本条例フォーラム 2～5P
- 住宅用火災警報器の設置 6～7P
- 県知事・県議会議員一般選挙 8～9P
- 光ケーブルQ&A 10P
- 身近な相談相手「民生委員・児童委員」 11P

中私都保育所作品展

2月16日、17日の2日間、中私都保育所で子どもたちの制作した作品を披露する「作品展」が開催されました。子どもたちの書いた絵や工作などが遊戯室アターに並び、会場を訪れた保護者や地域の方で賑わいました。



町民が主役のまちづくり 八頭町自治基本条例フォーラム開催



パネルディスカッション

「八頭町の自治基本条例について」

〈コーディネーター〉

八頭町自治基本条例(仮称)

策定委員会

委員長 上田 雅穂 さん

〈パネラー〉

八頭町自治基本条例(仮称)

策定委員会

委員 山崎かおる さん

委員 花木 榮一 さん

委員 福本 揚子 さん

委員 井関 孝嗣 さん

〈アドバイザー〉

北栄町自治基本条例審議会

委員長 林 邦臣 さん

〈行政〉

井山 愛治 八頭町副町長

八頭町自治基本条例フォーラムが、2月5日(土)、郡家公民館を会場に開催され、基調講演や策定委員会委員によるパネルディスカッションを通して、参加者約120名が自治基本条例について考えました。

ここでは、パネルディスカッションの概要をお知らせします。

- ◆ コーディネーター
- パネラー
- アドバイザー
- 行政



コーディネーター
上田 雅穂 さん

① 参画と協働

パネ この委員会に委員として参加したことで、普段なかなか触れることのない「条例」というものについて学ぶことができ、まちづくりに対する関心がわいてきました。

「町民として自分たちのまちのためにできることは何か？」ということを考えてときには、八頭町をより良くしていくためには、町民が積極的にまちづくりに関わり、参画すること、自分たちの声をまちづくりに反映させることが大切ではないかと思えます。

この条例の存在により、まちづくりに対する意識変革のよいきっかけになるのではないかと感じています。

コー 町民が自分たちのまちにもっと関心を持ち、一緒になってまちの事を考えることは大切なことです。条例の検討というひとつのまちづくりに町民が委員として関わったこと

で、町民の声や意思が反映されるということになりました。
委員の皆さんも町民参画の必要性を改めて感じられたのではないのでしょうか。

パネ 条例の検討過程を見ると、まず、役場職員の方々の検討によりタキ台ができ、議会の意見も踏まえながら策定委員会での検討を経て、条例素案が出来上がりました。
そして、町民の皆さんへ広報やず特集号として条例素案を全戸配布し、今回のフォーラムも開催することができました。自治基本条例の趣旨のとおり、町民・議会・行政が協力して取り組んだことは大変素晴らしいことだと思えます。

コー 町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを行っていくという「協働の精神」が、八頭町をより良いまちにするために必要だと思えます。

② 前文

コー 委員の方々の思いを特に込めて規定しているのが前文です。前文は、八頭町におけるまちづくりの基本的な考え方を述べ、自治基本条例

制定の目的を宣言するという意味合いで設けていますが、「こんな町になつてほしい」という委員の方々の願いも取り入れながら、町民の皆さんはもちろん、町外の方が見られても八頭町のイメージがわくような内容としています。

パネ 前文の検討段階で「田舎だど自然にあふれ、人と人とのつながりが強いまち」という八頭町の良さを改めて感じることができました。「人を大切にする、人権を大切にす

る」ということは、何においても大前提になることですので、前文の中に盛り込みました。

歴史のあるまちとして、今まで先輩方が培ってきた伝統を大切にしながらも、八頭町をより良いまちにしていきたいと感じました。そして、誇りの持てる八頭町を子どもたちに引き継いでいきたいと思えます。

③ コミュニティ

パネ パブリックコメントや条例・計画を検討する委員会などへの委員としての参加は、町民の意思を反映する一つの方法です。また、個人としてだけでなく、集落や自治会、婦人会、老人クラブ、またサークル



アド バイザー
林 邦臣 さん

のような一つの集まりであるコミュニティとして、まちづくりに自分たちの声を届けたり、活動することも重要だと思います。

つまり、地域が元気だと、まち全体が活性化することにつながるからです。特に、私たちにとって一番身近な集落や自治会などの地域の会は、八頭町の中で大切な組織であり「核」になるものだと思います。

私たち町民は、個人としても、また、コミュニティの一員としても、八頭町を活性化させることができるのではないのでしょうか。

コ コミュニティへの参加については、あくまで「自主的に参加する」ということであり、義務ではないことに注意しなければならぬと思います。また、参加しないことによる不利益を受けるようなことがあってはいけません。

アド 北栄町でも、コミュニティの重要性が位置付けられており、行政

の「公助」の部分に加えて「自分たちでできることは自分たちで助け合つてやる」という「自助」や「共助」の重要性を感じています。集落や自治会などの「地域コミュニティ」では、集落ごとに自主防災組織を設置する取り組みが進んでいますし「テーマコミュニティ」では、町内のスポーツ振興を一手に引き受ける「北栄スポーツクラブ」や町民主体で運営する「アザレアのまち音楽会」などさまざまな団体が活動し、自分たちの地域やまちを元気にするために頑張っています。

また、コミュニティが活動しているためには、行政によるある程度の支援が必要になってきます。北栄町では、コミュニティへの支援制度として、町民が地域のために自主的に取り組む活動に対して助成を行う制度があります。この支援制度によ

り、町民が自主的な活動を始めやすくなっていると思います。また、制度を活用した自治会や団体が、町民の前で自分たちの活動を



行政
井山 愛治 副町長

発表する「まちづくり塾」というものがあり、さらにコミュニティ活動が活発化するような啓発的な取り組みとして行われています。元氣なコミュニティが増えれば、それだけ町全体が活発化することになると思います。

④ 住民投票

コ 住民投票は、議会を通じての間接民主制を補う仕組みとして、住民が投票による意思表示を行う制度です。

この条例で定める住民投票は、地方自治法上の議会の解散や町長・議員の解職請求であるリコール請求とは違ったもので、例えば「市町村合併の賛否」など八頭町の町政全体に関する重要事項について住民投票を行う場合の基準や条件について規定しています。

■ 「3分の1以上の者の連署」

パネ 本来、まちづくりの意思決定は自分たちが選んだ町長さんや議員さんに任せるとするのが原則だと思います。そういう意味では住民投票制度は、住民がまちづくりに直接意思表示を行うことができる「最終手段」のようなものです。

また、実際に「住民投票」を実施することになると「是か非か」を問うことになるので、結果として町を二分するような事態になりかねないこともあり、安易には実施されない条件が必要だと思えます。

住民投票が実施されるような場面を考えた場合「原子力発電所の誘致」や「森林開発」など、住民生活を脅かすような事態が予想されます。「請求」だけでは、例えば必要な署名が集まったとしても、町民の意思を町長や議会がくみ取ってくれない場合は実施されないことになります。

「町長さんや議会は、署名が集まったこと自体を町民の意思としてくみ取ってくれるのではないか？実強制力を持たせる必要はない」という意見もありましたが、策定委員会としては、ある一定の条件を設けたうえで「実強制力」を持たせた方がいいという結論になりました。

そして、「住民投票の制度は、住民が意思表示をする手段として必要ですが、例外的な仕組みでもあるた



パネラー
山崎かおるさん

め、住民の最終的な手段ともいえるリコール請求と同じくらい重いものである」という理由から「1/3以上の者の連署」を署名条件として考えました。

コー ただし、住民投票の結果の取り扱いについては、法的な拘束力を持たせることはできませんので「最大限尊重すること」としています。

■「年齢満18歳以上の者」

パネ 「住民投票は、選挙に次ぐような重要事項であり、選挙権や現在の成人年齢に合わせるべきということから、20歳でいいのではないか」という意見と「将来のまちづくりの担い手としての自覚を持つてもらい、参画を意識付けるためには、18歳でもいいのではないか」という意見がありました。

「18歳は、これからの自分の道をしっかりと考えてほしい時期であり、親の立場からすれば、負担になるようなことには巻き込みたくないと思ってしまう」という意見もありましたが「自分たちのまちの事もしっかりと考えてほしいし、これから八頭町の将来を担っていく若い方々に、そのことを自覚してもらえない良い機会になるのではないかと



パネラー
花木 栄一さん

いうメリットを考え、「18歳以上」という基準にまともりました。

■「永住外国人を含む。」

コー 外国人については「参政権」「公務に従事する権利」「生活する権利」などがよく議論されます。日本の国政レベルでは、政治に関わるような部分は認められていないのが現状です。

策定委員会では、国政とは少し離れて「八頭町としてはどうなのか」という観点で検討を進めました。「永住者」は、原則10年以上日本に居ることが条件となり、ある程度地域とのつながりが深いとも言えると思えます。

パネ 外国人であっても、八頭町に住み、暮らしておられるのだから、外国人の方にまちづくりに参画してもらおうことは悪いことではないという意見がありました。
この問題は、デリケートで非常に

難しい問題ですが「定住者は、流動的な方だと思うので、やはり抵抗がある。」という意見もあり、策定委員会としては「10年以上在住」という、より地域につながるの深い「永住者」に限定しました。

コー この問題は、非常に難しく、議論が分かれることであるのは確かです。「やはり、国民が政治を動かしていくべき」という考え方からすれば、投票権を与えるべきではないという考え方もできます。

一方で、「地域のことは、地域に根差した人が行っていくべき」ということから考えれば、外国人の方にも一定の権利を与えていくべきだということになります。

⑤ 条例によって何が変わる？

パネ この条例の制定によって、私たちの生活の中で、すぐに目に見えるような形で変わっていくようなことは無いかもありませんが、自分たちのまちやまちづくりに対する関心が高まり、意識が変わることになるのではないのでしょうか。

「意識が変われば、言葉が変わる。言葉が変われば、行動が変わる。行動が変われば町が変わる。」と思っ

います。まちづくりが少しでも変わってくると、八頭町が活性化してくると思います。

コー 自治基本条例の制定により、参画や協働のルールを明文化することで、まちづくりへの意識が変わることが一番だと思います。共通の認識を持ちながら、まち全体で良い知恵を出し合い、お互いに協力してまちづくりを行っていくことで、八頭町がより良いまちになっていくと思います。そこから、今後具体的な動きとして表れてくるのではないのでしょうか。

大切なのは、条例そのものではなく、条例の制定によって皆さんがアクションを起こしていくことだと思います。

アド 町民・議会・行政が協力してまちづくりを行っていくためには、いけないので、どれが欠けてもいけません。北栄町では、町民・議会・行政それぞれが変わりました。行政は、この条例を守りながらま



パネラー
福本 揚子 さん

ちづくりを行っていく必要がありますので、この条例に規定されているとおりに行政運営を行っていきます。具体的には、パブリックコメントの実施による意見の募集や、条例や計画を策定する際の審議会等への委員公募が進みました。また、そういった条例や計画の検討過程をホームページで公開するなどの情報提供が行われています。

予算の使われ方についても、町民に積極的に公表しています。情報提供によつて、参画や協働を進めるためです。「北栄町版の事業仕分け」に取り組んでいます。町民の方も仕分け人として参加し、町民の目線から予算の使われ方をチェックします。

また、北栄町では、町民の方への情報提供として、インターネットを使つて議会の様子やライブ中継しています。町民の目が直接議会に向けられることによつて、議会の質疑や討論の充実につながっています。

そして、町民は、行政や議会との情報共有によつて、まちづくりへの関心が高まり「自分たちもまちづくりに関わられるのだ」という意識に変わってきました。

情報提供や情報共有は、町民が積極的にまちづくりに関わっていくためには欠かせないものです。町民に正しい情報が提供されないと、考え



パネラー
井関 孝嗣 さん

ることも、行動することもできないからです。

コー 北栄町の事例を八頭町に全て当てはめることはできないかもしれませんが、八頭町が今後どうなっていくのか分かりませんが、今回の北栄町さんのお話を聞きヒントにしていることができれば良いのではないのでしょうか。

⑥ 条例制定後の課題は？

アド 北栄町の条例には「5年を超えない期間」という見直しの条文があります。2年経たない間に見直しを行いました。

北栄町の場合、自治基本条例を制定した後も「条例を育てていく」という基本的な考えがあります。また、平成21年には、リーマンショックに端を発した世界情勢・国内情勢の激変があり「北栄町にも少なからず影響がある」という危機感を持ち

ましたので「見直しを行うのに早すぎる」ということはあっても、遅すぎることがあつてはいけません」ということで早期に見直しを行いました。

また、見直しを行うことによつて、まちづくりへの意識を持ち続けようするための動機付けになればという思いもありました。見直しの内容については「条例内容が今の時代に適しているのか」、「参画と協働のまちづくりが本当に進んでいるのか」などについて検討しました。

行政 この八頭町自治基本条例は、町民の方にも「町民が主役のまちづくり」を実感していただけるものと考えています。条例の中に「見直し」の条文を始めから規定することは異例のこととも言えますが、それだけ制定後も柔軟に対応していくことができる条例であるというふうに見えています。

今後の取り組みについて

現在、策定委員会では、2月10日まで実施していた町民意見公募（パブリックコメント）で寄せられた意見について検討を行っています。

策定委員会での検討が終わり次第、町議会との協議を進めながら条例提案を行う予定にしています。

住宅用火災警報器の設置は

お済みですか？

既存住宅は
6月1日まで

住宅用火災警報器って何？

火災が発生したときは、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳で「パチパチ」という音を感じたり：五感によって気づくことがほとんどだと思います。

しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などは、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙または熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅用火災警報器の種類は？

〈煙式〉

寝室・階段・台所など

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。

※ 消防法令で寝室や階段に設置が義務付けられているのは煙を感知する(煙式)住宅用火災警報器です。

〈熱式〉

台所・車庫など

住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。

※ 台所や車庫など、大量の煙や湯気が対流する場所等に適していません。

〈単独型〉と「連動型」

単独型：火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

連動型：火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

毎年、全国各地で住宅火災が発生し、亡くなられた方は、平成15年から連続して千人を超えています(図1)。そのうち約6割の方が65歳以上の高齢者で、就寝中の「逃げ遅れ」が原因で命を落としています(図2)。

住宅火災による逃げ遅れを減らす対策として住宅用火災警報器の設置が義務化されました。新築住宅は、平成18年6月1日から既に義務化され、既存住宅につきましては、今年6月1日までに設置するよう義務付けられています。

就寝する部屋と階段などに住宅用火災警報器を正しく設置して、住宅火災による犠牲者を減らしましょう。



図1 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)の推移

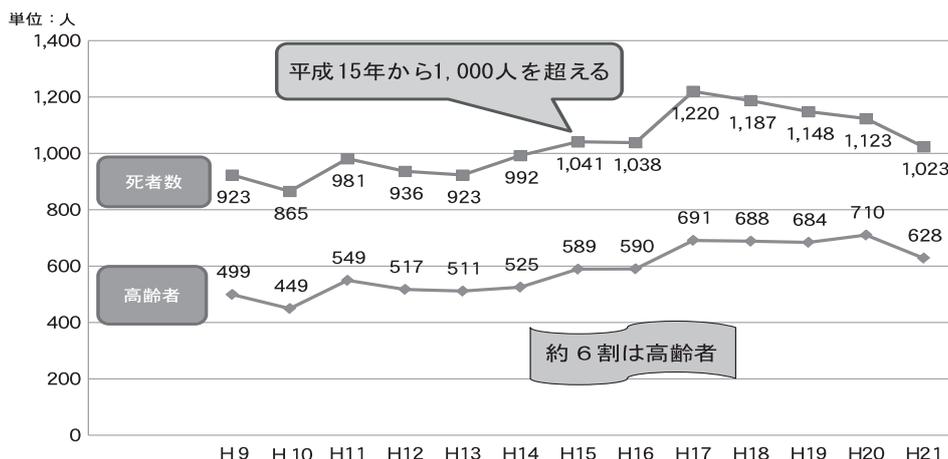
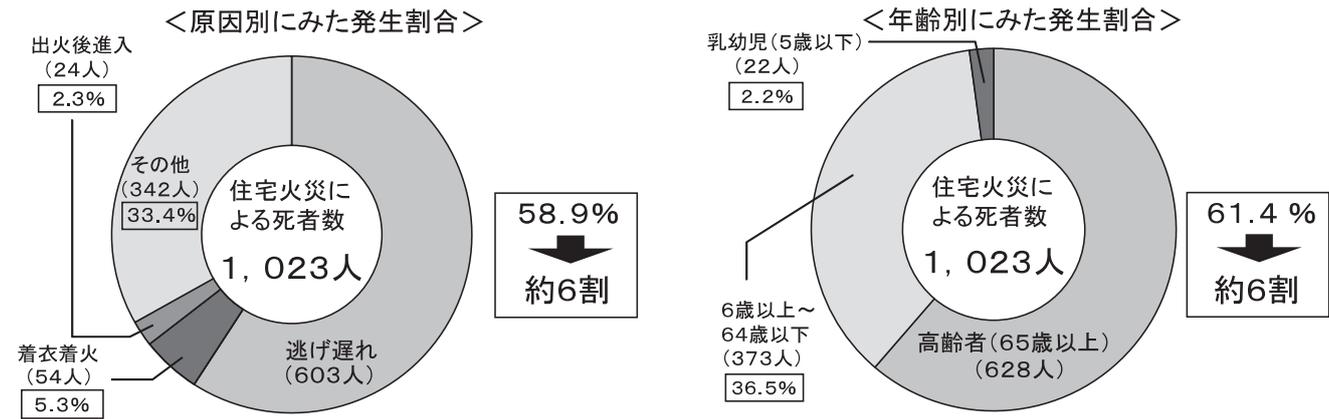


図2 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）の構成【平成21年中】



2階建てで2階に寝室がある場合の例



寝室が2階の場合には階段の上部、寝室が2階にある場合などでは、階段にも設置することとされています。これは、階段が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方等にとつては、ほとんどの場合唯一の避難経

路となるからです。居室が5以上ある階の廊下 住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、居室(床面積7㎡以上)が5以上ある階の廊下。 近年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。以下同じ。)の発生状況を時間帯別にみると、火災死者数は就寝時間帯が多くなっています。このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

住宅用火災警報器の設置場所は?
普段寝室として使用している部屋

住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で居室(7㎡以上)が5以上ある場合の廊下の例



住宅用火災警報器を取り付けなくても罰則はありません。しかし、住宅用火災警報器の目的は、何よりも火災からあなたのため

罰則はあるの?

【台所】：台所は設置が必要な場所として義務化されていますが、東部消防局管内では、設置するよう勧められています。

路となるからです。

お問い合わせ先
住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、八頭消防署(☎85-1211)または、役場総務課(☎76-0201)にお問い合わせください。

悪質訪問販売に注意
全国各地で高齢者の方が悪質訪問販売の被害にあわれています。消防局作成の普及啓発用パンフレットに価格等を付加したものを持参して、「設置しないと違反だ」と脅迫めいたり、「消防署の方から来た」と言って消防職員に成り済まして、迫ってきます。消防署の職員がお金を要求して住宅用火災警報器を取り付けることはありません。また、住宅用火災警報器は1台あたり数千円から1万数千円で購入できます。おかしいと思われた場合は、八頭消防署(☎85-1211)に確認するか、しつこく購入を迫る場合は郡家警察署(☎72-0110)に通報してください。

な家族やご自身の命を守ることにあります。罰則が無いから付けなくてもいいというものでしょうか? 「大切な家族とご自身のために」住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

鳥取県知事・県議会議員一般選挙

投票日は4月10日(日)

鳥取県知事及び県議会議員の任期満了に伴う選挙が4月10日(日)に行われます。

豊かで住みよい生活を築くには自分自身が投じる一票が大きな意味を持ちます。私たちが有権者は、ルールを守ってきれいな選挙をし、棄権することなく清き一票を投じましょう。

投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、満20歳以上(平成3年4月11日以前に生まれた人)で、選挙人名簿に登録されている人です。

選挙人名簿に登録されている方には、八頭町選挙管理委員会が投票所入場券(はがき)を郵送します。

投票日が近づいてもどこの市町村からも入場券が届かないなど、お気づきのことがありましたら、八頭町選挙管理委員会(役場総務課内 ☎76-0201)におたずねください。

当日投票

4月10日(日)の当日投票の会場は「投票所入場券」に記載してある投票所(表1)で行ってください。

投票時間は、午前7時から午後8時までです。ただし第1投票所(姫路)、第2投票所(明辺)、第18投票

期日前投票

所(佐崎)、第19投票所(清徳・奥野)は午前7時から午後4時までです。

4月10日(日)の投票日に旅行や仕事、レジャーなどで投票できない人は、期日前投票ができます。

期日前投票の受付

【期間】
知事選挙

3月25日(金)～4月9日(土)

県議会議員選挙

4月2日(土)～4月9日(土)

【時間】

午前8時30分～午後8時

【投票所】

八頭町役場本庁舎、船岡庁舎、八東庁舎で期日前投票ができます。

大事な投票、忘れずに!



入場券をお忘れなく

当日投票、期日前投票のいずれの場合も、投票に行かれるときは、あらかじめ郵送でお配りした投票所入場券(はがき)をご持参ください。

入場券をなくされた人は、投票所の受付に申し出てください。

投票用紙は二種類

鳥取県知事選挙の投票用紙は「白色」で、県議会議員選挙の投票用紙は「薄い黄色」です。

知事選挙の投票用紙には、鳥取県知事の候補者氏名を、県議会議員選挙の投票用紙には、八頭郡選挙区の鳥取県議会議員の候補者氏名を記入して投票してください。

表1

投票所一覧

投票区	施設の名称	投票区域（集落）名称
第1投票区	姫路公民館	姫路
第2投票区	郡家農産物共同集出荷施設	明辺
第3投票区	上私都活性化施設	落岩、山志谷、麻生、福地、野町
第4投票区	中私都保育所	東市場、覚王寺、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波
第5投票区	下私都保育所	奥山上、口山上、上峰寺、下峰寺、延命寺、上大坪、下大坪、山田、山路、花原
第6投票区	たから保育所	井古、稻荷、下坂、宝、若葉、堀越
第7投票区	郡家保健センター	奥谷、下門尾、フローラル、門尾、宮谷、カーサこおげ、ドミールこおげ、福本、賀茂町、郡家東1・2班
第8投票区	郡家体育館	郡家東3・4班、郡家中、郡家西、郡家北、南ヶ丘、天王木、さつきヶ丘、糠塚、さくら台
第9投票区	国中保育所	池田、久能寺、緑ヶ丘、万代寺、上万代寺、石田百井、土師百井、土師百井二、米岡、国中一区、国中二区
第10投票区	大御門体育センター	西御門、市谷、郡家殿、花、大門
第11投票区	船岡公民館	下町、坂町上、坂町下、上町、下濃、坂田、丸山、薬師、破岩、新庄
第12投票区	隼小学校体育館	隼郡家、福井、隼福、見槻中、上野上、上野
第13投票区	見槻集会所	西谷、見槻、志子部
第14投票区	旧済美児童館	船岡殿、水口、塩上
第15投票区	下野生活改善センター	下野、橋本、大江
第16投票区	安部地区公民館	上日下部、下日下部、安井宿、桜ヶ丘、新興寺、小別府
第17投票区	八東公民館	東一、東二、才代一、才代二、才代団地、茂田、横田、竹市、鍛冶屋、小畑団地、三山口、三浦、岩渕
第18投票区	佐崎部落ふれあい館	佐崎
第19投票区	清徳公民館	清徳、茂谷、奥野
第20投票区	八東保健センター	皆原、上徳丸、下徳丸、重枝、下南
第21投票区	八東体育文化センター	島、南団地、上南、中南、北山、細見、富枝、日田、用呂
第22投票区	細見地区生活改善センター	稗谷、中、志谷

* 今回の選挙より第9投票所が、国中体育館から隣の国中保育所に変更になります。

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



代理投票

身体が不自由な方など、自分で投票用紙に記入する事が困難な場合は、投票所の事務従事者に気軽に申し出てください。

「代理投票」といって投票事務従事者があなたに代わって申し出の通り投票用紙に記入します。なお、秘密は固く守られます。

不在者投票

病气やケガなどで病院等に入院さ

れている方などのために、不在者投票制度があります。

県が指定した施設に限られますので、詳しくは病院等の施設職員におたずねください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあったり、介護を必要とされる方で投票所での投票が困難な場合、自宅などで郵送により投票ができますが、八頭町選挙管理委員会が交付した、郵便等投票証明書が必要となります。

なお、投票用紙等の請求は投票日の4日前（4月6日）までに八頭町選挙管理委員会です手続きをしてください。

お問い合わせ

選挙に関することについては、八頭町選挙管理委員会（役場総務課内 ☎76-0201）におたずねください。

光ケーブル Q & A 13

◆光ケーブルについてシリーズでお伝えします

Q58 光インターネットの加入申し込みをしています。プロバイダをADSL接続から光接続にするプラン変更の手続きは、いつ行えば良いの？

光インターネット加入申し込みのお客様には、NTTが電話をかけて、NTTが行うV・O・N・Uボックスから宅内に光インターネット回線を引き込む工事の日程を調整します。

この工事を行う前にプロバイダを「光のプラン」に変更していただいとくと工事の時に光の通信テストが行えますので理想的です。

なお、あまり早くADSL接続から光接続へのプラン変更をされると光の工事が済むまでの間、インターネットが利用できないという事態が生じますので、次により円滑な変更をお勧めします。

① プロバイダ会社や申請の仕方により変更にかかる日数が違いますので、あらかじめ、加入されている、または、これから加入されるプロバイダ会社に光接続プランの変更申請から新しいIDなどがもらえる承認まで「何日くらい」かかるか確認しておいてください。

② NTTから工事日を決める調整の電話がかかってきた時に、①の日数を考慮して、工事日を決めてください。

③ 工事日が決まりましたら、プロバイダ会社に工事日を伝えて、変更手続きをしてください。

詳しくは、NTT西日本 ☎0120-93-1968 または、各プロバイダ会社へお尋ねください。

ACTV (全関西ケーブルテレビジョン) から

地元取材スタッフ カメラマン若干名 募集!

ACTV (全関西ケーブルテレビジョン) では、八頭町独自のコミュニティーチャンネルで放送する番組の撮影スタッフを募集します。

業務内容は、八頭町内でイベントなどがある時にACTVから取材の依頼を受けて、現場で撮影をしていただきます。

手当は、内容にもよりますが、1日1万円程度です。

ビデオカメラをお持ちの方で、ビデオ撮影の経験のある方ならプロ、アマ、年齢、性別は問いません。

詳しくは、ACTV (全関西ケーブルテレビジョン) 編成制作部 ☎ (フリーダイヤル) 0120-968-138 (平日の9:30~17:30) へお尋ねください。

誰に相談したら

いいの？

ご存知ですか？

民生委員・児童委員は

あなたの最も身近な相談相手です。



民生委員は、私たちの暮らしのなかで起こる様々な悩みや相談を聞き、内容に応じて関係機関へとつないでくれる最も身近な相談相手です。

悩みを抱えながら、誰に相談したらいいかわからず悩んでいる方、また、相談内容を誰にも知られたくない、知られるのが不安といった理由で相談するのをためらっている方はいませんか？

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、法律で守秘義務が課せられていますので、安心して相談をしてください。

また、民生委員は児童委員を兼ねていますので、子どもに関する相談についてもお気軽にご相談ください。

民生委員とは

- 民生委員は、地域において住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人です。
- 民生委員は、行政及び社会福祉法人、NPOなど諸機関・団体と連携し、地域福祉の推進にかかる施策・事業に協力しています。
- 民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されます。
- 民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることになっています。
- 民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員が設置されています。
- 民生委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員とされ、守秘義務が課せられています。
- 民生委員に給与は支給されません。(但し、活動に要する電話代やガソリン代などについては費用弁償されます。)

※ 民生委員・児童委員、主任児童委員の氏名及び担当集落は広報「やず」1月号をご覧ください。

※ 福地・野町集落の担当が3月1日から垣屋寛美さん(野町95-5)に決まりました。

研修報告

八頭町と韓国江原道横城(フェンソン)郡は、平成17年12月に交流協定を締結し、さまざまな分野で交流をしていますが、交流事業の一環として行政派遣研修生の相互派遣事業を今年度も行いました。

10カ月の長期にわたる、慣れない海外での研修は大変だったと思いますが、この研修で得た成果を今後の友好交流に生かされることを期待します。

肌で感じた“素”の韓国

八頭町 総務課 植田 和夫

昨年4月から今年2月迄の10カ月間、韓国横城郡で行政研修を受けました。

今まであたり前のように使っていた『言葉が通じない』木の箸で茶碗を手に持って日本料理

を食していたのに対して『金属製の箸で茶碗は持たない』『辛い・熱い料理』を食す。また『お酒は焼酎のストレートを一気に』など日本の文化とは異なる外国での生活は、慣れるまでに時間を要しました。

言葉に関しては『思っていることがうまく伝えられない』ことほど苦しいことはありません。『コミュニケーションがとれてこそ生活は成り立つ』ということをも身をもって知りました。思ったことをはっきり言う性格から『いつも本音で勝負している韓国人。本音と建前を持つ日本人。』と言われる人もいました。思いを口にせず誤解されてしまうこともあることを反省し、改革・進展のためにはもっと声を出して討論していくことも大事なことだと痛感しました。

日本に帰った今、思うことは『言葉(思い)が伝わるって本当に素晴らしいこと。もっと言葉にして伝えていきたい!』ということです。

以前、『自分の国を離れたことがない者には自国は語れない!』と誰かが言っているのを聞

いたことがあります。今、その意味が少し分かったような気がします。いつも同じところで見えても、同じ見方しかできない。時には別の角度で見ると、また新たな発見もある。井の中の蛙では、何も変わらない。現状に満足することなく常に進化していかなければ意味がない。『他人と過去は変えられないかも知れないが、自分と未来は変えられる』と気づかされた、とても有意義な研修となりました。

韓国(横城郡)での研修は、毎月各課を移動しながら多くの職員とふれあい日本(八頭町)と比較したり、参考となる手法を学んだりすることでもありましたが、交流事業で日本からの訪韓団体に随行し、韓国の文化や参考となる先進的な取り組みを紹介すること、歓迎会で日本語通訳をすることもありました。八頭町を中心に合計6回ありましたが、紹介するためにいろいろと調べたり、皆さんと直接お話をしたりでき貴重な経験をさせていただきました。

過去の歴史から反日感情を持った人が今なお存在することも否定できませんが、私たちも歴史を正しく理解し、これからの日韓友好に向けて最善の努力をしていくことも大切なことだと思います。

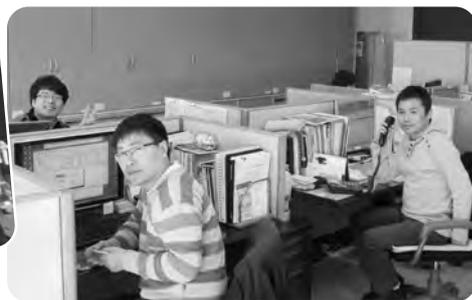
私も今回の経験をもとに、日本と韓国、そして八頭町と横城郡の関係が緊密でより素晴らしいものになるように努めていきたいと思いますので、皆様も一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。



キムチ作りの体験



日本に来ていた研修生と



職場のようす



フェン ン 横城郡 八頭町

行政研修生

八頭町での研修を終えて



フェン
ン
横城郡行政研修生 全 蕙英

八頭町に来てから企画課、総務課、産業観光課、福祉環境課、上下水道課、教育委員会、保健センター、船岡支所で研修しました。

その中で横城郡に最も導入したいと感じたのは保育所システムです。保育所は共稼ぎ家庭のための経済的な側面だけでなく、幼い時から人格教育ができるという点でも素晴らしいと思いました。(横城郡は全て私立保育所です)日本の子どもたちが「元気なあいさつをする。規則を守る。自分のことは自分です。食べ物を残さない」などが出来るのは、幼い時の教育の影響だと思いました。

そして、給食センターも訪問しましたが、3つの給食センターを総括的に運営し(横城郡は各学校で個別に給食を作ります)、健康的な献立で、経済的、衛生的にも効率的だと思いました。

また、食事の礼儀作法を学んだり、地産地消を進めたり、廃油のリサイクルをするなど環境に配慮している点も斬新でした。

保健センターでは、保健医療を学習しました。韓国の保健所は、医師の診療を主とし「病気を治す」という目的が強いのに対し、日本の保健センターは言葉どおり「健康を保つ」とい

う健康管理を目的に運営されると感じました。

また、一人暮らしの老人のための支援制度を見て、やはり日本は福祉先進国だと思いました。韓国も高齢化社会が進んでいますが、老人療養保険制度を始めたのは最近です。日本は10年前から包括的な介護が可能な制度が構築されており、素晴らしいと思いました。

その他に、交流活動として保育所、小学校、中学校を訪問し、韓国の衣食住や遊び文化を紹介できたことも良い研修となりました。

また、11月に船岡公民館で韓国語講座を行いました。私の下手な日本語に、熱心に受講して下さいました住民皆さんに感謝申し上げます。

この10カ月間は、私にとって忘れることができない、大切な時間でした。京都で祇園祭を見学し、伝統を守り続ける日本人の素晴らしさ、瀬戸内アートフェスティバルを見て離島を芸術島に変えた日本人に感心したこと、白浜の露天風呂での温泉浴、高野山でテンプルステイ、京都で舞妓の体験をしたこと、暑い夏にしゃんしゃん祭りに参加したこと、初めて食べた梅干の酸っぱさ、保育所の子どもたちと競争するように食べた流しそうめんなど、本当にたくさん見たり、聞いたり、食べて帰ります。

新しいことを知る喜び、笑って楽しんだこと、文化的な差で慌てたこと、いろいろな思い出をくださった八頭町の皆さんありがとうございました。韓国に帰っても韓国と日本が今後より一層近い国になるよう努力していきます。



学校交流



舞妓体験



日韓子ども交流事業

まちの話題

話題・情報は、企画課へ

TEL 76-0203 FAX 73-0414
eメール yazu-kouhou@town.yazu.tottori.jp

平成22年度 八頭町表彰式

1月29日(土)、郡家公民館で、八頭町表彰式を開催しました。

式では、自治の振興や教育文化の向上など、各般にわたり町勢の伸展に寄与された方々が表彰及び感謝状を受けられました。

受賞者は次の皆さんです。(敬称略)

【功労表彰】

◎町消防団員として永年にわたり、町民の生命・財産を災害から守るため尽力された方

井上 正人(下津黒)

田中 浩実(才代一)

【善行表彰】

◎町消防団員として多年にわたり、町民の生命・財産を災害から守るため尽力された方

山崎 将史(郡家中区)

佐々木 一幸(坂町)

◎町交通安全指導員として多年にわたり、町民の交通安全意識の高揚に貢献された方

田村 昭治(新庄)

◎全国大会において優秀な成績を収められ、文化の振興に貢献された方
第57回NHK杯全国高校放送コンテスト
創作テレビドラマ部門 制作奨励賞
創作ラジオドラマ部門 入選

小谷 健太(宮谷)



受賞者の皆さん

【感謝状】

◎多年にわたり町水道検針員として町簡易水道事業の推進に貢献された方

澤田 弘見(米岡)

中村 幸壽(野町)

◎バス停設置に際し、その用地を無償で提供され、町民福祉の向上に貢献された方

福岡 實(宮谷)

「鳥取力」創造運動活動表彰 最優秀賞受賞 若桜鉄道「隼駅を守る会」

鳥取県は、「鳥取力」創造運動として地域づくりなどに積極的に展開している団体の意欲の醸成と認知度の向上を図るため、優良事例を表彰しています。

2月5日(土)、とりぎん文化会館で1次審査を通過した5団体を対象に公開コンテストが行われ、若桜鉄道「隼駅を守る会」(西村昭二会長)の「若桜鉄道の乗車運動と地域活性化の取り組み」が最優秀賞を受賞しました。

「隼駅を守る会」は、8・8隼まつりをはじめとするイベントを開催するなどして、乗車率の向上と「隼駅」をライダーと地域住民の交流の場として地域の活性化を図る活動を行っており、この取り組みが認められたものです。

今後の活躍が期待されます。



表彰状を手にする西村会長

保健センターだより

連絡先	
郡家保健センター	TEL 72-35566 FAX 72-35565
地域包括支援センター	TEL 72-35572 FAX 72-35565
船岡保健センター	TEL 73-0670 FAX 73-0741
八東保健センター	TEL 84-12334 FAX 84-12335

—3月は自殺対策強化月間です—

睡眠キャンペーン 眠れていますか?

全国の自殺者数は平成10年から12年連続で3万人を超えています。自殺はさまざまな要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死であるといわれています。

また自殺の動機に、うつ病が起因しているものは少なくありません。うつ病に早く気づき、適切な対応をすることは自殺予防につながります。



十分な睡眠は
こころと身体の栄養です
自殺対策キャラクター「すーみん」

長引く「不眠」は
『うつ病』のサインかも。
お医者さんに相談を

うつ病を発症すると、好きだったことにもやる気が起きない、ものごとを悪い方ばかり考えるなどの症状がみられますが、本人もまわりの人も気づきにくいことがあります。うつ病の症状の中でもっとも自覚しやすいのは「不眠」で、うつ病の人の94%にみられるといわれています。2週間以上続く不眠はうつ病のサインかもしれません。眠れない日が続いたら早めに医療機関を受診しましょう。

「眠れない」そんな時は、次の「よい睡眠をとるための12か条」を参考に環境を整えてみましょう。

よい睡眠をとるための12か条

- ①睡眠時間は人それぞれ、日中の眠気で困らなければ十分
1日に必要な睡眠時間は年齢によつて変わってきます。10歳代は8〜10時間、成人では6〜7時間くらいですが、人それぞれ違います。
- ②刺激物をさげ、寝る前には自分なりのリラクセス法を
就寝前4時間のカフェインや就寝前1時間の喫煙は避けましょう。ぬるめの湯で入浴するなど自分なりのリラクセス法を試してみても効果的です。
- ③寝床につくのは眠たくなってから、就床時刻にこだわらない
眠ることを意識しすぎると、かえって寝つけなくなることがあります。
- ④同じ時刻に毎日起床
1日のリズムを作るには、早寝よりも早起きが効果的です。
- ⑤光の利用でよい睡眠
朝、目が覚めたら日光をとりいれ、夜は照明を控えめにしましょう。
- ⑥規則正しい3度の食事、規則的な運動習慣
規則正しい食生活は規則正しい体内リズムを作り、適度な運動はよりよい睡眠を促します。
- ⑦昼寝をするなら、午後3時までの20〜30分
長い昼寝は睡眠が深くなり寝覚めが悪くなります。また午後3時以降の昼寝は夜の寝つきが悪くなってしまう。
- ⑧眠りが浅いときは、睡眠時間を減らし遅寝・早起きしてみる
眠れないのに寝床で時間を長く過ごすことは、逆効果になることもあります。
- ⑨激しいびき・呼吸停止、足のびくつき・むずむず感等は要注意
睡眠の病気の可能性がありますので、医師に相談しましょう。
- ⑩十分眠っても眠気が強いときは専門家に相談を
日中も眠気が強く、仕事や学業等に支障があるときは、医師に相談しましょう。
- ⑪睡眠薬代わりの寝酒は不眠のもと
睡眠薬代わりのアルコールは、深い睡眠を減らし、夜中に目覚める原因となります。
- ⑫睡眠薬は医師の指示で正しく使えば安全
睡眠薬は適切な用法と用量を守って服用しましょう。
(厚生労働省精神・神経疾患研究委託費 睡眠障害の診断治療ガイドライン作成とその実証的研究班、睡眠障害対処12の指針、平成13年度研究報告書参考)

八頭町食生活改善推進員協議会

活動紹介

健康づくり教室

(ヘルスサポーターO B会)

八頭町食生活改善推進員協議会では、健康づくりを実践していく人(ヘルスサポーター)を養成していく講習を行い、ヘルスサポーター会員が誕生してきました。

その方々の卒後研修も兼ねた研修会を八東支部が1月18日、郡家支部が19日、船岡支部が21日に各保健センターで開催し、メタボリックシンドローム予防の運動と調理実習を行いました。



メタボリックシンドローム予防運動 (郡家支部)

寒い時期で体を動かす機会が少ない中、楽しく運動しました。その後の調理実習では、「トマトチーズうどん」と「りんごパフェ」の簡単で健康的な料理を調理しました。

おやこの食育教室

(八東支部)

12月14日八東保健センターで、八東地域と船岡地域の子育て支援センターにいられた親子25組を対象に「デコレーション寿司」作りを行いました。

人參を親子で型抜きしたり、包丁で切ったりしました。子どもたちは、自分たちで調理した食事を楽しそうに食べていました。

男性の料理教室

(郡家支部)

1月12日郡家保健センターで、男性18名を対象に調理実習を行い、「ローストビーフ」や「生春巻き」などを作りました。

普段料理をしない方がほとんど

でしたが、推進員からのアドバイスを受けながら玉ねぎをみじん切りにしたり、ローストビーフの肉をひもで縛ったりと一生懸命に取り組んでいました。

「いつもより味が薄いけどおいしい」「また作ってみたい」といった感想があり、とても好評でした。

このほかにも食生活改善推進員は食育アドバイザーとして各地域でいろいろな活動を行っています。

今年度、船岡支部は長年の活動が認められ、鳥取県知事表彰を受賞しました。

これからも、地域で「食育の輪」

第21回 (平成23年度)

因伯シルバー大会

◆出場者募集◆

スポーツや文化活動を通して、鳥取県内の高齢者同士の交流の輪を広め、健康と仲間づくり、生きがいづくりを促進するとともに、第24回全国健康福祉祭くまもと大会の派遣選手選考会として開催します。

応募資格/鳥取県に在住する60歳以上の方
(昭和27年4月1日以前生まれの方)

競技/全11種目

卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、弓道、グラウンド・ゴルフ、囲碁、将棋

開催日時/平成23年5月中旬

開催場所/鳥取県西部地区を中心に開催予定

申込期限/平成23年4月20日(水)

【申込・問合せ】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

鳥取県社会福祉協議会 ☎0857-59-6338

<http://www.tottori-wel.or.jp/menu/kotobuki/>

(鳥取ことぶきネット)



男性の料理教室 (郡家支部)

を広げる活動を続けますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

健康講座のご案内

日時	平成23年3月16日(水) 14:00~15:00
会場	八東保健センター (八頭町徳丸578-1)
内容	講演「冬は危ない！ 高血圧に気をつけましょう」 講師 尾崎医院 尾崎真人氏

みなさまの
ご参加を
お待ちしております。

- * 血管推定年齢測定や試食コーナーもあります。
- * 入場無料
- * 1月17日に延期になりました講座です

八東保健センター プール休止のお知らせ

3月18日(金)はプールの清掃作業のため、利用を休止します。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

3月22日(火)から利用できますので、ぜひご利用ください。

受け忘れていた予防接種はありませんか？

母子健康手帳をご確認いただき、受けていない予防接種がありましたら、受けておきましょう。

予防接種は体調のよいときに受けるのが原則です。体調や健康状態に気を配り受けてください。

対象年齢内の方で接種券及び予診表を紛失された方は、最寄りの保健センターにお申し出ください。

定期予防接種対象年齢(公費負担)

予防接種名	対象年齢	接種回数
B C G	生後3~6カ月未満	1回
三種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)	生後3~90カ月未満	初回3回 追加1回
麻しん 風しん	第1期 生後12~24カ月未満	1回
	第2期 5~6歳で小学校就学前*1	1回
	第3期 12~13歳で中学1年生*1	1回
	第4期 17~18歳で高校3年生*1	1回
二種混合(ジフテリア、破傷風)	11~13歳未満	1回
ポリオ	生後3~90カ月未満	2回
日本脳炎	1期 3~7歳6カ月未満*2	初回2回 追加1回
	2期 9~13歳未満*2	1回

*1の接種は、平成23年3月31日まで有効です。

*2日本脳炎をご希望の方は最寄りの保健センターにお申し出ください。接種券を発行します。

上記の対象年齢でない場合は、任意接種(有料)となります。

平成23年3月の保健事業

日曜日	曜日	内容	時間	場所	対象
	1 火	ゆるやか体操教室	14:00~15:00	八東保健センター	一般
	2 水	健康講座	14:30~15:30	郡家保健センター	一般
	3 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
		1歳6か月児健診 受付	12:30~12:45	郡家保健センター	H21.7.14~H21.9.3生まれ
	7 月	一般健康相談	9:30~11:00	八東保健センター	一般
	8 火	ポリオ予防接種 受付	13:15~13:30	郡家保健センター	乳幼児
		ゆるやか体操教室	10:45~11:45	船岡保健センター	一般
	10 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
		2歳児歯科健診 受付	12:40~12:55	郡家保健センター	H21.1.1~H21.3.10生まれ
	11 金	幼児食講習会 受付	10:00~10:15	郡家保健センター	H21.11.14~H22.1.31生まれ
	14 月	一般健康相談	9:30~11:00	郡家保健センター	一般
		こころの健康相談	9:30~11:00	郡家保健センター	一般
	15 火	離乳食講習会 受付	9:15~9:30	郡家保健センター	H22.9.21~H22.10.31生まれ
	16 水	さわやか体操教室	10:45~11:45	郡家保健センター	一般
		健康講座	14:00~15:00	八東保健センター	一般
	17 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
		3歳児健診 受付	12:30~12:45	郡家保健センター	H20.1.28~H20.3.17生まれ
	18 金	育児相談	13:30~15:30	郡家保健センター	乳幼児
	22 火	ゆるやか体操教室	10:45~11:45	船岡保健センター	一般
		6か月児健診 受付	12:45~13:00	郡家保健センター	H22.8.6~H22.9.12生まれ
	24 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
		5歳児健診	12:50~	郡家保健センター	H18.2.23~H18.4.1生まれ
	28 月	一般健康相談	9:30~11:30	船岡保健センター	一般

福祉環境課からの お知らせ

問合せ先

福祉環境課	76-0205
船岡支所住民課	72-0044
八東支所住民課	84-11220

国民健康保険のお知らせ

会社を辞めたり、就職したときは届出が必要です

職場の健康保険や各種共済組合に加入している方とその家族及び生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが14日以内に役場福祉環境課または各支所住民課に届出をしなければなりません。

○会社を辞めたとき

会社を辞めて、保険証がなくなった場合、社会保険から国民健康保険に変わります。

無保険にならないよう加入届出をしてください。

(届出に必要な物)

印鑑・離職(退職)証明書または資格喪失証明書

○会社に就職したとき

国民健康保険に加入している人が、社会保険に加入したときは、国民健

康保険喪失届を提出してください。

手続きをされないと引き続き国民健康保険税が賦課されます。

(届出に必要な物)

印鑑・新しい保険証(扶養している家族の保険証も含む)・現在お持ちの国保の保険証

国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証(70~74歳) をお持ちの方へ

70~74歳の方の自己負担額は、平成23年3月末まで1割に据え置かれていましたが、国民健康保険制度改正により、さらに1年間延長され、平成24年3月末まで自己負担額が1割に据え置かれます。

これに伴い、新たな高齢受給者証を、3月下旬に自宅に郵送する予定です。

【対象外の人】一定以上の所得のある人で、すでに3割負担をいただいている人

ごみ出しのポイント



皆さん、今年の冬は特に寒かったですね。

さて、不要になった電気こたつと石油ストーブをごみに出すときは、次のポイントに注意しましょう。

電気こたつ

こたつは大型資源ごみで出してください。ただし、木製のこたつは可燃部分を外してもらう必要があります。電熱部分などはドライバード単に外せますので、木製部分は可燃ごみに出してください。

縁に金具がついているこたつの天板は、マイナスドライバーと金づちで比較的簡単に金具を外すことができます。



天板の縁はマイナスドライバーなどではずす

石油ストーブ

石油ストーブは大型資源ごみで出してください。出す時のポイントは次のとおりです。

● 電池が付いているストーブは、

電池を外します。電池は乾電池の日にしましょう。

● 灯油の中身を空にしてください。

ほとんどのストーブでは、灯油タンク下のストーブ本体にも、灯油を貯めておくところがあります。灯油タンクとストーブ本体の両方の灯油を空にします。ストーブ本体に灯油が残っていることがありますので、注意してください。



ストーブ本体の灯油も空にする

4月から

「子どもの医療費助成」の

対象年齢が拡大



～青色の特別医療費受給資格証について～

子どもの医療費助成とは

子育て家庭が経済的負担感を軽減するため、医療機関の窓口で支払う費用（医療費の2割又は3割）から本人負担額（通院の場合、530円/日上限）を除いた費用を、本人に代わり鳥取県と町が負担する鳥取県独自の制度です。

対象年齢の拡大

現在は、小学校就学前まで（小学校就学の始期に達するまで）の乳幼児が対象ですが、4月1日診察分から中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもに対象が拡大されます。

助成内容（個人負担額）

- 院外薬局での負担は無料
- 通院 530円/日上限
（同じ医療機関に通院の場合、月5回目以降は無料）
- 入院 1200円/日上限

既に受給資格証をお持ちの方

新しい受給者資格証を郵送します。

新たに対象となる方

「特別医療費受給資格者」の申請手続きが必要で、該当の方には、申請書を送りしは各支所住民課へ提出してください。後日、受給者資格証を郵送します。

詳しくは、役場福祉環境課または各支所住民課へお尋ねください。

八頭町子育て医療費助成申請はお早めに

八頭町では、町内に住所のある小・中学生を対象に平成22年4月から23年3月までの保険診療分の通院・入院医療費の自己負担分の一部を助成しています。まだ、申請されていない方は、お早めに手続きをしてください。詳しくは、役場福祉環境課または各支所住民課へお問い合わせください。

ファミサポだより



八頭町は安心して子育てができる町を目指しています

22年度会員数
(H22年度1月末現在)

依頼会員：216人
支援会員：62人
両方会員：9人

利用状況
(H22.4.1～H23.1月末まで)

261件の利用がありました。

こっこい子育て応援券（こっこい子育て応援パスポート登録者2,500円分）を利用された方も20人近くありました。

平成22年度実施事業 こんな事業を実施しました・・・

6/19 (土) 支援会員研修会

稲中所長（郡家保育所）を講師に、少人数でしたが、みんなの声を聞くことができ、有意義な研修でした。

1/19 (水) 親子でストレッチ体操

寒い季節、親子で一緒にできるストレッチ体操を澤 晶子先生に教えていただき、スキップ&ストレッチができました。



7/3 (土) セタ交流会

笹まきをつくったり、七夕飾りをしたり、ミニコンサートを行いました。

ありがとうございました

○八頭町社会福祉協議会八東支所から助成金（赤い羽根共同募金配分金事業）をいただき乗用玩具、子ども用いすなど購入しました。
○みなさまのご支援により、ファミサポ事業が成り立っています。今後ともご協力の程よろしくお願いたします。

■依頼会員（子育ての手助けの必要な方）、支援会員（子育てのお手伝いをして下さる方）を募集しています。申し込みは随時受け付けています。
 ≪お問い合わせ先≫
 八頭町役場福祉環境課（☎76-0205） 八頭町ファミリーサポートセンター（☎84-1212）



りんぽかん だより



船岡文化センター

平成23年度

各教室・事業の
ご案内!

《地域交流促進事業》

◎英語教室

☆参加者が、楽しく英語にふれあいます。

●開催 毎月一回
午後5時45分から

(1時間30分程度)

●対象者 小学生

●持ち物 筆記用具

※保護者で送迎をお願いします。



英語教室の様子

◎生花教室

☆心と家庭に潤いを、四季折々の季節感あふれるお花をみんなで楽しく生けています。

●開催 毎月一回

午後7時30分から

(2時間程度)

●対象者 高校生以上
●持ち物 花器・剣山・ハサミ・材料費

(900円程度)



書道教室の様子

◎書道教室

☆受講生一人ひとりにあわせて指導しています。

●開催日 毎月二回

午後7時30分から(2時間程度)

●対象者 高校生以上

●持ち物 書道用具一式

※文化センターでも準備しています。



門松作りの様子

《地域福祉事業》

◎創作・軽作業教室

☆交流の場と運動も合わせて感性を豊かにし、教養・文化を高めています。

《平成22年度実績》

○笹巻き作り 4月

○陶芸教室 6月

○お焼き作り 7月

○こけ玉作り 9月

○健康料理教室 11月

○門松作り 12月

○講和会 1月

○佐治谷話 2月



講和会の様子

《相談事業》

☆地域住民に対し、生活上の相談・支援活動を行い、適切な助言や指導を行います。

《人権学習会》

☆年3回人権について学習会を開催しています。参加して、楽しく

生きるために、人権感覚を磨きましょう。



学習会の様子

平成22年度
第3回学習会の
ご案内

●平成23年3月5日(土)

午前10時から船岡小学校体育館でウィーラーズさんによる、「車いすバスケットを体験してみませんか!」と題して開催します。多数の方の参加をお待ちしています。

各種教室・事業の実施を計画していますので、皆さんの参加をお願いします。詳しくは、船岡文化センター(☎73-0030)まで

ご存知ですか
八頭町部落差別撤廃
及び人権擁護に関する
条例

人間は、生まれながらにして平等に生きる権利を持つています。

しかし、私たちの身のまわりには、部落差別をはじめ職業、学歴、身体、そして、性別などによるさまざまな偏見がまだまだ多く残っています。

私たちは、このような社会の中で生活していることに気づき、同和問題の解決をすることで、私たち一人ひとりの人権が保障されることにつながると知らなければなりません。

そのため、同和問題を自分自身の問題として正しく理解することが大切です。

積極的に部落差別の解消と人権擁護を進め、人権意識の高揚と啓発活動に関する町の施策を進めて住みよい地域社会の実現を目指していくことが求められています。

今までの同和対策事業によって、同和地区の住環境の整備は一定の成果を上げてきていますが、就労対策、産業の振興、教育の向上、啓発活動及び人権擁護などの施策は、いっそう充実させていくことが必要です。

また、現在、町民の人権に対する理解と認識は高まりつつありますが、差別事象に見られるように、取り組むべき課題は多く抱えているのが現状です。

これからも人権確立社会実現のためにも平成十七年に制定された条例を基本として部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に町民一丸となって取り組んでいきたいと思います。

第一条から第四条は、次のようになっています。

(目的) 第一条

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることに

より、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務) 第二条

町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務) 第三条

すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の責務) 第四条

町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

平成23年度
事業お知らせ

八東隣保館では、同和問題を始め、あらゆる差別の解消に向けて各教室、事業を実施しており紹介します。
地域に出かけて次の事業をしています。

○移動りんぽかん

食事の栄養指導や法話など健康の大切さや、命の尊さなどを学んでおります。

●開催日時 毎月1回
午後1時30分～3時

○楽々うんどう

日頃の運動不足を解消するように軽い運動をします。

●開催日時 毎月1回
午後1時30分～3時

児童などを対象に次の事業をしています。

○茶道教室

お茶の作法を勉強し、礼儀正しさを身につけます。

●開催日時 毎月1回
午後4時～5時30分

○英会話教室

英語で楽しく日常会話を学びましょう。

●開催日時 毎月1回
午後6時～7時30分

地域住民を対象に次の事業をしています。

○識字学級

みんなで楽しく勉強をしています。

●開催日時 毎月1回
午後1時30分～3時

○人権塾

一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる差別のないまちづくりをめざして開催しています。内容や講師の要望などありましたら連絡ください。

●開催日時 年4回開催
午後7時30分～9時

○相談事業

地域住民に対し、生活上の相談等に適切な指導、助言を行います。何事でも結構ですのでお気軽に連絡ください。

解放文化祭は、部落解放月間(7月10日～8月9日)に2日間(土、日曜日)、八東隣保館で開催しています。

各種教室、事業の実施を計画していますので、皆さんの参加をお願いします。詳しくは、八東隣保館(☎84-3496)までご連絡ください。

公民館だより

連絡先

郡家公民館 ☎72-3113
 船岡公民館 ☎72-0085
 八東公民館 ☎84-3001



ユーモアと軽妙な指導で「なつかしい歌」合唱 八東公民館高齢者大学最終講座と閉校式

1月14日(金)、今年度最終の第8回高齢者大学学習会と閉校式を、八東保健センターで開催しました。

学習会では、「なつかしい歌・こんには」と題して、湯梨浜町の山本喜三さん(丘東湖音楽工房)のユーモアと軽妙な語りで「雪やコンコ」「湖畔の宿」「青い山脈」「二人は若い」など全10曲を全員が大きな声で歌い、またハンドベルや、手作りシエーカーで音を出し、楽しいひとときを過ごしました。

講座の後、閉校式があり、受講者178人中、全8回の学習会出席の32人に「皆勤賞」の賞状と記念品が澤田義昭運営委員長から贈られました。

一年を振り返ってのアンケートでは、「毎回、いい企画をしていただき、とても楽しく勉強できました」「笑いながら学習させていただきました」「謝の気持ちでいっぱいです」など、



山本さん(左)の歌唱指導の様子

高齢者大学に出席するのを、楽しみにしている意見がいっぱいでした。式後は折詰め弁当で懇談し、6月の閉校式での再開を約束し終了しました。

こどもシアター

★3月27日(日)

10:00~11:45

◎日本昔ばなし
「浦島太郎」

◎それいけアンパンマン
「消えたジャムおじさん」

八東公民館

公民館活動グループ紹介

郡家公民館

10

書道「親和会」

親和会は、みんなで和やかに書を親しむことをモットーに名づけた書道グループの名称です。現在会員は11名。それぞれ日常の雑事から離れて、ちょっとした自分の時間を持ち、無の境地(?)になって筆を動かしています。

定例会は毎週水曜日午前9時から正午まで、月末には清書したものを東京に送り、玄貞書道会の先生に評価してもらっています。砂丘支部(小林桂縁先生)に所属し、公民館の文化祭等には、皆が作品を展示して、練習の成果(まだまだだナー)を自覚しています。合間にはティータイムもありますので、筆で字を書いてみようと思われる方はご参加ください。



郡家短歌会

毎月第2木曜日、午後1時から4時頃まで郡家公民館第1研修室に会員が集まっています。短歌会が始まって今年で32年になります。

現在会員は12名ですが、初代講師を西村喜久先生にお願いし、今は鳥取歌人会や情脈短歌会等広々ご活躍の西尾憲治先生にご指導をお願いしています。日々の生活の中でふと心に触れた一瞬の感動を三十一文字に託してみたいかがでしょう。

時には吟行会に安徳の里、氷ノ山、佐治八上姫公園や湯谷温泉等に出かけて、懐かしい思い出の1ページになっています。楽しい雰囲気短歌会へのご入会をお待ちしています。



書き初め大会・
親子茶道教室実施



親子茶道教室の様子

1月6日(木)に書き初め大会、
1月22日(土)に親子茶道教室を郡
家公民館で開催しました。

書き初め大会は、午前中に一般の
部、午後から小中学生の部を実施し
ました。参加者はさらなる書の上達
を願いながら、新たな気持ちで書き
初めを行いました。

親子茶道教室では、姿勢、あいさ
つ、お茶の飲み方など茶道の作法を
学び、参加者は伝統文化の奥深さを
感じていました。



書き初め大会の様子

転倒予防について講演

1月20日(木)の郡家ふれあい大
学で、鳥取赤十字病院理学療法士の
大寺弥さんが「普段の暮らしの中で
できる「転倒予防!」と題し講演さ
れました。

講演では、年を取ると転倒しやす
くなるのは、筋肉が衰えたりバランス力
が低下するため、ストレッチ体操
バランス訓練などを行うことで、転倒
を予防できると説明されました。

次に、転倒を予防するための簡単
な運動を実演され、ふれあい大学生
も一緒になって運動しました。



バランス訓練に励む参加者

こどもシアター

★3月6日(日)

10:00~11:45

◎映画名探偵コナン
ロストシップ
「天空の難破船」

天空の飛行船で、事件
にコナンが挑みます!

「八頭町
スキー教室」開催

2月11日(金)わかさ氷ノ山スキー
場で、3公民館共催による八頭町ス
キー教室を開催しました。

5回目の開催となるこの教室に
は、今年も各地域から46名の参加が
あり、午前中は、初心者、初級者に
分かれ講師の指導を熱心に受けてい
ました。

午後は、フリー滑降で技術を実践
で体得するようお願い思いに頑張っ
ていました。



「橋本興家版画展」
開催のお知らせ

船岡出身の橋本興家画伯(1899~
1993)の木版画作品展を開催します。
皆様お誘い合わせの上ご来館く
ださい。

開催期間

3月17日(木)~3月26日(土)
(期間中の土・日・祝日も開催)

開催時間

午前9時~午後5時

展示場所

船岡公民館 1階 展示室

入場料

無料

こどもシアター

★3月19日(土)

10:00~12:00

◎トムとジェリー 1

◎クレヨンしんちゃん
「超時空!嵐を呼ぶオラ
の花嫁」

みんな見に来てね。

「各地域敬老会」開催
のお知らせ

平成23年度敬老会を下記
のとおり予定しています。

対象者は、昭和12年4月1
日以前に生まれた方です。
詳細は別途通知します。

船岡地域(各地区ごと)

4月17日(日)

郡家地域(各地区ごと)

4月24日(日)

八東地域(地域一括)

4月24日(日)

みんなの 図書館(室)

郡家図書館 八頭町宮谷256-4 ☎(0858)72-6660
 船岡図書室 八頭町船岡539-1 ☎(0858)72-3970
 八東図書室 八頭町北山48-1 ☎(0858)84-6622

http://library.town.yazu.tottori.jp/
 携帯電話からの本の検索・予約はこちら



郷土歴史出前講座

八頭町内にも白兔神社があり、白兔伝説が残っています。現在、鳥居しか残っていませんが八頭町福本にある白兔神社は、社殿は青龍寺に移されました。厨子に彫られた波兔とともに烏・鷺(ウ・サギ)の彫刻は今も素晴らしい文化財として保存されています。上門尾、下門尾や土師百井の石灯籠に「白兔神社」、賀茂神社の入口に「白兔大明神」と刻字されたものがあり、白兔神への崇高な信仰心がうかがえます。

第2回講座

演題 「兔の彫りものいろいろ」

日時 平成23年3月20日(日)
 午後 1時30分～3時まで

場所 郡家保健センター 2階

講師 八頭町郷土歴史研究会
 新 誠 さん



春休みも図書館へGO!

はるやすみ こども図書室クイズラリー

期間 3月25日(金)から4月10日(日)

会場 船岡図書室・八東図書室

図書室内のあちこちにクイズが用意されています。会場をまわってクイズに答えてね。全問正解でプレゼントがもらえます。

郡家図書館 あそびのおはなし会

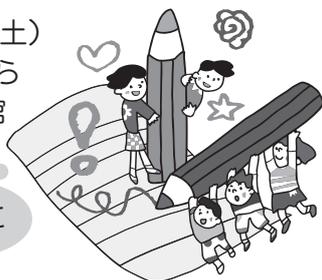
えかきうたであそぼう

日時 3月26日(土)
 15:30から

場所 郡家図書館

申込は不要です。

時間までに図書館にお越しください。



新しく入った本

*他館所蔵のものはお取り寄せできます。
 *貸出中の場合はご予約ください。
 (インターネットからも予約ができます)



郡家図書館

- | | |
|------------------|------------|
| 1 神社に泊まる | 畑中章宏 |
| 2 日経業界地図2011年版 | 日本経済新聞社編 |
| 3 私の釣魚大全 | 開高健 |
| 4 嫌な女 | 桂望実 |
| 5 乱紋 上・下 | 永井路子 |
| 6 カエルもヒキガエルもうたえる | アーノルド・ローベル |

船岡図書室

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 あの頃の誰か | 東野圭吾 |
| 2 四畳半王国見聞録 | 森見登美彦 |
| 3 十津川警部赤と白のメロディ | 西村京太郎 |
| 4 妄想気分 | 小川洋子 |
| 5 お徳用愛子の詰め合わせ | 佐藤愛子 |
| 6 認知症の防ぎ方と介護のコツ | 小阪憲司 |

八東図書室

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1 苦役列車 | 西村賢太 |
| 2 野村の実践「論語」 | 野村克也 |
| 3 集落再生「限界集落」のゆくえ | 大西隆 他 |
| 4 ふたつの嘘 沖縄密約「1972-2010」 | 諸永裕司 |
| 5 結婚準備パーフェクトBOOK | 岡村奈奈 監修 |
| 6 シアター! 2 | 有川浩 |

3月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

休館日 開館時間 10:00~18:00

おはなし会 ※申込不要・大人も入れます

	郡家図書館	船岡図書室	八東図書室
日にち	毎週土曜日15:30~	3月23日(水)	3月13日(日)
時間	3月5日 2~3才 3月12日 4才~1年生 3月19日 2年生 3月26日 あそび	16:00~ おはなしと おりがみあそび	15:00~15:30 3月23日(水) 16:00~16:30

白鷺の城から連帯へと発信〜第25回全研報告〜

八頭町同和教育指導員 井上 義美

第25回全国人権啓発研究集会在1月27〜28日、兵庫県姫路市で開催されました。

極寒の中での開催となりましたが、全国各地から約4千人の人々の熱い思いがここに集結し、熱気あふれる集会となりました。

部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権尊重社会の実現に向けて各地で積極的に取り組んでおられる代表からの数々の基調報告は、参加者の共感を得る内容でした。

「人権教育のための国連十年」の決議と「人権教育・啓発に関する行動計画」が策定され、その取り組みの成果はいちじるしいものがある一方、大きな社会問題となっている13年連続して年間3万人を超える自殺という自ら尊い命を落とされている現実を見ると、日本社会の歪みを象徴していると思います。

全体会

長引く経済危機と社会不安は国民の人権意識を希薄化させており「誰でもよかった」という言葉に象徴されるような無差別殺人事件を生み出しています。

情報化社会の進展により、インターネットを悪用した顔の見えない人権侵害事象は、新たな人権問題として顕在化してきております。特にインターネットの匿名性を悪用したいじめや、差別書き込み、誹謗中傷といった他者の人権を軽んじ傷害する新たな事象の報告がありました。

このような状況にある今こそ、真に人権が守られて行く社会の実現のために、人権共存の理解を深め「共に生きる社会」の実現を図るよう取り組みが必要だと思います。

長引く経済不況の中で、近年派遣制度が横行し、特に製造業がこの制度を採用するようになりました。

かつて労働者は会社の宝として存在してきましたが、企業の収益競争激化の中で生み出された派遣制度は労働力を物と同等に扱う制度であり、雇用の調整弁として企業の思いのままに雇用調整が行えるという、企業にとって都合のよい制度です。

労働者は派遣会社に求人登録をし、企業は派遣会社に求人の依頼をする。

派遣会社は双方の条件と適性に応じて企業に送り込むという労働力の調達と切り捨てを簡便にするシステ

ムです。ですから、雇用責任はどこにもなく「雇わずに働かせる」という非雇用が実態です。

年の瀬も押し寄せました12月に突然会社から「1月から派遣契約解除の通告」があり、同時に会社の寮からも出て行ってくれと言われた。

40歳の男性は、寮費4万8千円を天引きされて手取りはわずか10万円で、貯蓄も全然なく、郷里に帰っても住む所がない、しかたなく市役所に駆け込むが生活保護は無理と言われ、手持ちの金を食い潰しながら寒空の中、公園で野宿の生活に入っていく。

これが派遣切りの実態です。派遣法の改正が待たれるわけですが、労働者を大事にする雇用市場の回復は焦眉の急の課題です。

分科会

「あなたはこの現実をどう受け止めますか」他人の戸籍を勝手に取得し売りさばく行為。こんな事象が兵庫県三田市で発生したのです。

なぜ、不正をして他人の戸籍謄本を取得したのかが問われたのです。

戸籍謄本等には本籍地の他、出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組等に関する内容が記載され、個人の親族関係、住んでいた場所の変遷など、個人のさまざまな情報がわかります。

このような情報は出生・死亡にかかる証明や相続関係等の証明に必要ですが、ひとたび使い方を間違えれば大変な人権侵害につながります。

この事件は、ある行政書士が1枚3千円で探偵・興信所に横流ししていたのです。

八士業と言われる人達（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の有資格者）は職務上必要な権限として「職務上請求用紙」により請求が認められていたのです。

この事件後「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、探偵・興信所の差別調査が禁止になり、罰則規定がもたらされました。

三田市では住民票の写し等請求時には、本人に確認をしています。

おわりに

研究集会に参加して感じたことは、本当にまだこういう差別事象が各地で起きている現実につれ、情けなく悲しい気持ちになりました。人として絶対に許せない、許してはならない行為だからです。

「人を差別する貧しい心を、人として暖かい心」に取り戻すため、今後も微力ながら活動に参加していきたいと思えます。

平成22年度

八頭町体育協会表彰

平成22年度八頭町体育
会表彰式が1月29日(土)
郡家公民館で行われまし
た。

この賞は、体育の振興に
顕著な成績をあげた町内
関係者に送られ、本年度
は、体育功労賞9名、ス
ポーツ賞個人26名、団体13
チームの総勢140名の
方が表彰されました。
受賞された方々の今後
ますますのご活躍を期待
いたします。受賞され
方は次の通りです。

【体育功労賞】

- 太田 宗一(ゲートボール競技)
- 向井 恒夫(柔道競技)
- 奥田 啓一(柔道競技)
- 北本 頼隆(水泳競技)
- 坂田 亘(ホッケー競技)
- 佐々木寛一(陸上競技)
- 前田 康(バスケットボール競技)
- 田村 政司(バスケットボール競技)
- 細田登喜夫(グラウンドゴルフ競技)

【スポーツ賞(個人)】

柔道競技

- 山中 基矢(郡家東小学校)
- 石破 大暉(郡家西小学校)
- 小林 岳(丹比小学校)
- 中庭 吉規(郡家東小学校)
- 竹内 翔太(郡家東小学校)
- 衣笠佑太郎(郡家東小学校)
- グラウンドゴルフ競技
- 上田喜志恵(郡家)
- 北山 昇(福本)
- 安東 富江(国中1区)
- 陸上競技
- 芦田 航一(郡家西小学校)
- 竹内 開(中央中学校)
- 卓球競技
- 野崎 佑太(郡家東小学校)
- 水泳競技
- 古田 滯(隼小学校)
- 中尾 昭貴(隼小学校)
- 松田 堅斗(隼小学校)
- 北本 憲司(八東小学校)
- 田中 康仁(丹比小学校)
- 福田 真也(船岡中学校)
- 坂本 周人(船岡中学校)
- 上田ほのか(船岡中学校)
- 北本 圭一(東)

【スポーツ賞(団体)】

男子500mリレーチーム

- 岸野 勝矢(東)
- 北本 博美(東)
- ソフトテニス競技
- 田中 英樹(福本)
- 見染 洋一(才代)
- 清水 文彦(船岡)
- 男子500mリレーチーム
- 中尾 昭貴、中村 夏音、見山 亮太、垣田将太郎、垣田 賢伸、古田 真尋、中村 理音、松田 堅斗、保木本亮太、垣田 一成
- 隼小学校(水泳競技)
- 女子500mリレーチーム
- 山本 彩、笠田 麻椰、中村 稚菜、古田 滯、福田沙里緒、藤原 菜月、上田 胡桃、岸田 清楓、池本 有璃、岸本南帆香
- 郡家西女子バレーボールクラブ
- 谷口 桜、藤原奈々海、葉狩みなみ、市村 麻衣、森本悠芽香、川口 菜月、高木 歩実、中嶋菜津美、岡島かな子、葉狩明日香、波多野愛美、井上 由麻
- 八東成年女子バレーボールチーム
- 小林 真依、小林 鮎奈、小林 恵莉、松本 紗季、

- 西尾佳小里、清水ゆかり、竹内美菜穂、森下 恵、森下 彩、森下佳代子、竹内美恵子
- 郡家柔道クラブ
- 小林 晴(丹比小学校)
- 西尾 賢心(郡家東小学校)
- 中央中学校柔道部
- 岡本 竜斗、新竹 佑規、中嶋 海人、森本 直大、柳原 一貴
- 船岡中学校女子駅伝部
- 瀧田 優、山下万里奈、池本 麗、橋尾理沙子、小嶋美沙紀
- 中央中学校女子バスケットボール部
- 入江 桃子、島本 遙加、高濱 彩、中本紫於里、野田こころ、森木 芹奈、林田 桜、野田ほか、小谷 真歩、高濱 萌、山下 未来、青木 奈々
- 成年1部八頭町チーム
- 古田 直樹、田中 智宏、山田 祐人、的場 善博、中村たくみ、竹内 大介、森下 操、秋山 穂高、山田 康介、長砂 博文、森脇 晃己、中島 直樹、田中 孝之、西尾 昂也、

- 田中 善弘、藪田 昭彦、森脇 成己
- (ペタンク競技)
- 八頭町体育指導委員Aチーム
- 岸本 浩、田淵一十志、川口謙二郎
- 郡家東スポーツ少年団
- ホッケー部(女子)
- 岸本 玲奈、小林 愛実、太田 菜月、浜本 妃奈、寺谷 深玖、森本 優衣、衣笠 里架、加藤 優花、森本絵里菜、中尾 瑞菜、岸本優里菜
- (グラウンドゴルフ競技)
- 郡家チーム
- 綾木 教友、平木 久之、吉村 秀雄、小島 淳二、宮田 康男、西村 久夫
- 郡家Dチーム
- 西尾 清志、来田 茂、来田 愛子、上田 紘、上田喜志恵



表彰式の様子

弁護士による女性のための なんでも相談を開設

八頭町男女共同参画センター「かがやき」では、「弁護士による女性のためのなんでも相談」（無料）を開催します。

女性の抱える様々な問題（DV・遺産相続・金銭問題・夫婦問題等）の解決のために弁護士が無料で法律相談に応じます。

日時 4月1日(金) 13:30~16:30

会場 男女共同参画センター「かがやき」

※事前予約制、先着5名（1人30分程度）

☆ 予約は ☎84-2361まで ☆

協会けんぽ鳥取支部 3月分から健康保険料率が変わります

平成23年3月分（4月納付分）から協会けんぽ鳥取支部の保険料率は、現行の9.34%から9.48%に、また介護保険料率は1.50%から1.51%に改定されます。

協会けんぽ鳥取支部における平均的な給与（約24万円）の場合、月あたりの本人負担は168円増え11,376円、40歳から64歳までの方（介護保険料含む）は180円増え13,188円となります。

非常に厳しい経済状況の中、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、事業主・加入者の皆様にはこのようなご負担をお願いせざるを得なくなりました。何とぞご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】 協会けんぽ鳥取支部
担当:企画総務グループ ☎(0857)25-0051



お知らせ

八頭町タクシー利用者補助金が制度改正

八頭町タクシー利用者補助金が4月1日から、より使いやすい制度へと改正されます。

利用できる人

- ①運転免許証を持たない65歳以上の方。
- ②身体障害者手帳をお持ちで運転免許証を持たない方。
- ③65歳未満で運転免許証を返納された方。

利用区間 八頭町内の公共施設、病院、商店。

利用回数 年間片道100回まで。

申請方法 企画課または各支所住民課に次の「申請時に必要な物」を持参して「タクシー利用者登録申請書」を提出してください。

申請時に必要な物

- 1 ①印鑑、②住民基本台帳カード（写真付き）、または写真（縦3cm×横2.5cmで無帽、正面を向いたもの）
- 2 65歳未満で身体障害者の認定を受けている方は、身体障害者手帳の写し
- 3 65歳未満で運転免許証を自主返納されている方は、運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書

利用できるタクシー

町内に営業所を持つタクシー事業者

利用方法 タクシーを利用された時、運転手の方に役場が発行した「タクシー利用者証明証」または「住民基本台帳カード」を提示して、「タクシー利用券」1枚と「料金の3分の1の金額」を支払ってください。

町内の観光地紹介⑥ 乾氏墓地

八頭町観光マイスター

清水 偉洋

「昔しや乾の千石在所今や名代の牛市場」と船岡小唄でうたわれ、船岡は乾氏の知行所として栄えた所です。

乾氏は1632年お国替えの池田光仲に従って岡山から藩主とともに鳥取に移り、池田家譜代の家臣として代々家老職を勤めました。船岡を知行所と与えられ、ここに陣屋を持ち自分手政治を240年余行いました。

当時の乾氏に関わるものとして、現在は廃寺となり位置などの詳細は不明ですが、菩提寺西来寺跡、歴代上人の墓等があります。

また、菩提寺西来寺を建立して当地に乾氏の墓地を造ったものと考えられる乾氏墓地があり、初代家老乾平右衛門長次から6、10代の6人の立派な墓があります。



乾氏墓地

公営住宅入居者募集

団地名	場所	構造等	間取り
町営住宅丸山団地5号	丸山708番地1	木造2階建3DK	1階 和室6畳.DK.浴室.トイレ 2階 和室6畳+4.5畳
町営住宅北山団地4号	北山205番地2	木造2階建3DK	1階 和室6畳.DK.浴室.トイレ.洗面 2階 和室6畳2間
町営住宅東郡家団地5号	門尾31番地3	木造2階建3DK	1階 和室6畳.DK.浴室.トイレ 2階 和室6畳2間
町営住宅落岩団地2号	福本6番地1	木造2階建3DK	1階 和室6畳.DK.浴室.トイレ 2階 和室、洋室

月額家賃 収入により決定 **敷金** 月額家賃の3か月分

募集期間 3月1日(火)～3月9日(水) **入居予定** 3月末

選考 入居審査会、または抽選で決定します。

入居資格 以下の事項に該当する方

- ①同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ②入居予定者全員の総所得が月額158,000円以下。
- ③住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- ④地方税等を滞納していないこと。

お問合せ・申込先

役場建設課 ☎76-0206
船岡支所産業建設課 ☎72-3973
八東支所産業建設課 ☎84-1228

電源立地地域対策交付金により 施設等の整備

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設設備等の事業に対して交付されるものです。

平成22年度は、生活基盤の整備を図るため、電源立地地域対策交付金を活用して以下の2事業を実施しました。

花地区除雪機、小型消防ポンプ格納庫・ゴミステーション建築工事 (八頭町花地内)

総事業費 4,494千円

事業内容 木造瓦葺平屋倉庫建築

日田地内水路改修工事 (八頭町日田地内)

総事業費 4,483千円

事業内容 水路改修



1000万人のガンバリサポート!!

傷害保険
賠償責任保険
共済見舞金

スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。

対象となる事故 ★グループ活動中の事故 ★往復中の事故

保険期間 平成23年4月1日午前0時～平成24年3月31日午後12時

財団法人スポーツ安全協会 鳥取県支部
(鳥取県体育協会内)

〒680-0944 鳥取市布勢146-1 TEL 0857-28-1288

(団体活動を行う5名以上の方で御加入ください。)

加入対象	年間掛金(1人)	傷害保険(保険金額)(単位:円)			
		死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)
○こども(中学生以下) ○大人の文化・ボランティア・地域活動(16歳以上)	600円	2,000万	3,000万	4,000	1,500
○大人のスポーツ活動(16歳以上)	1,600円	2,000万	3,000万	4,000	1,500
○65歳以上のスポーツ活動	800円	600万	900万	1,800	1,000
○危険度の高いスポーツ活動	9,000円	500万	750万	1,800	1,000
賠償責任保険(免責金額なし) 身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円限度		共済見舞金 突然死(急性心不全、脳内出血等) 180万円			



墓石・灯籠・記念碑・石工事一式

(有)花原石材店

八頭郡八頭町隼郡家226-1
工場 TEL 72-3178 (FAX兼)
自宅 TEL 72-0184 (FAX兼)

ご先祖様のご供養に、
心をこめたお墓づくりのお手伝い。

創業以来六十年

お仏壇の専門店 鈴木仏光堂

- ◆各宗仏壇・仏具・位牌・掛軸・念珠・線香
- ◆お仏壇の修理・洗い等何でもご相談ください
- ◆お電話一本でお伺いします

本店/船岡中学校近く 展示場/船岡小学校向い

八頭町坂田4-2 ☎(0858)72-0254

春彩 3/10(水) 4/20(水)

◆さくら 8,200円
◆すみれ 6,200円
◆わかば 5,200円

宿泊セットプラン (3泊4日)
各種日帰り宴会プランの金額に下記金額をプラスで宿泊可能!

回 3泊4日 前日は除く ¥6,000円
回 4泊5日 前日は除く ¥8,000円

鳥取県 ご予約・お問い合わせ
〒682-0122 鳥取県東条郡三輪町山田180番地
TEL 0858-43-0828
http://www.keisenkaku.com 源泉照 検索

会館葬・自宅葬

年中無休
24時間受付
フリーダイヤル
0120-72-0004

ギフト・生花・花輪・料理・仏具・霊柩車

バンダイ 郡家店

JB ジェイビー
やず

八頭町奥谷141-1 TEL 72-0004

八頭町下坂487-1 TEL 73-0444

有
料
告

ひとのうごき 平成23年2月15日届出現在 (敬称略)

おめでた	誕生日	名前	ところ	おとうさん・おかあさん
	1月10日	澤田 理央 ^{りお}	(宮谷)	雄一郎・絵里
	13日	尾脇 碧夫 ^{あお}	(上大坪)	史行・未和
	22日	柴田 大生 ^{おほ}	(門尾)	康宏・めぐみ
	23日	井上 希美 ^{のぞみ}	(郡家中区)	健一・亜由美
	27日	倉持 陽向 ^{ひなた}	(郡家西区)	忠明・真由美
	31日	中家 悠里 ^{ゆうり}	(坂田)	裕・真弓
	2月1日	大村 一磨 ^{かず}	(富枝)	敏康・潤子
	2日	島崎 虹 ^{にじ}	(緑ヶ丘)	竜成・恵理香
	6日	福田 千鶴 ^{ちずる}	(隼福)	新吾・幸代
	7日	保木 幸愛 ^{さちあ}	(桜ヶ丘)	幸雄・真琴
	12日	岸田 連右 ^{れんすけ}	(奥谷)	真和・裕子

おくやみ	日付	名前	ところ	年齢
	12月31日	西川 益雄	(目下部)	97歳
	1月16日	西垣 聡	(見槻中)	44歳
	17日	西川 武士夫	(福井)	72歳
	18日	富永 吉男	(池田)	80歳
	19日	野崎 國治	(奥谷)	91歳
	21日	岸本 文雄	(稲荷)	86歳
	21日	加藤 敏子	(皆原)	84歳
	24日	田中 千代子	(坂田)	81歳
	25日	岡 正美	(野町)	84歳
	25日	加藤 澄江	(皆原)	86歳
	27日	川西 五郎	(才代)	89歳
	28日	田中 繁子	(徳丸)	75歳
	30日	大森 きく江	(上峰寺)	93歳
	30日	森藤 郁壽	(大江)	90歳
	30日	栗村 春子	(山田)	86歳
	30日	山崎 毅	(市場)	82歳
	30日	桑村 雄治	(山田)	94歳
	31日	林 ひさ	(国中1)	98歳
	2月1日	小谷 正美	(宮谷)	88歳
	2日	谷本 留下	(国中1)	86歳
	4日	山根 ちよ子	(棘塚)	95歳
	4日	上田 敏子	(郡家中区)	85歳
	5日	藪田 幸久	(中)	88歳
	8日	林 清恵	(宮谷)	80歳
	9日	加藤 百合子	(才代)	66歳
	13日	田中 春子	(下坂)	87歳
	13日	横山 早子	(郡家西区)	99歳

因幡霊場の休場日

今月の休場日は3月17日(木)です。
詳しくは、因幡霊場(☎0857-51-8320)へ

八頭町の世帯数と人口

2月1日現在
()内は前月比

世帯数	5,940 世帯 (+6)
総人口	19,211 人 (-33)
男	9,275 人 (-18)
女	9,936 人 (-15)

町長交際費のお知らせ

平成22年10月から12月までの町長交際費は次のとおりでしたのでお知らせします。

◇支出内容

(円)

月	内容	支出額
10月	上私都地区大運動会お祝い	3,780
〃	中私都地区大運動会お祝い	3,780
〃	下私都地区大運動会お祝い	3,780
〃	関西八頭町会設立総会準備会土産	2,400
〃	額縁 叙勲	19,900
11月	香典 (3件)	20,000
〃	(有)こおげ農業開発センター設立20周年お祝い	3,420
〃	JA八東柿選果場開所式お祝い	3,420
〃	JA郡家柿選果場開所式お祝い	3,420
〃	郡家地域慰霊祭お供え	3,780
〃	八東地域慰霊祭お供え	3,780
〃	JA八東柿選果場出荷終了お祝い	3,420
〃	JA郡家梨販売終了お祝い	3,420
12月	香典 (2件)	10,000
〃	花輪 (3件)	26,300
〃	東京鳥取県人会総会景品	10,000
〃	花御所柿 (名誉町民)	6,400

香典、花輪については、「八頭町弔事に関する要綱」(平成17年3月31日告示第2号)によるものです。

入札結果

入札日	平成23年2月8日
委託業務名	町道出合線改良工事測量設計業務(その2)
委託業務場所	八頭町見槻
所管課	建設課
落札金額	13,545,000円(税込み)
落札業者	アサヒコンサルタント(株)

多重債務・ヤミ金融等相談会

弁護士や司法書士等の法律専門家による、無料の面接相談。事前に予約が必要。

日時	3月24日(木) 13:00~16:00
会場	鳥取県庁議会棟3階 第13会議室
申込・問合せ	鳥取県消費生活センター ☎0857-26-7605

毎月10日は
「ノーレジ袋デー」です

男女共同参画啓発シリーズ ⑤8

戦隊ヒーローに見る性別役割分担

昭和50年代から、「戦隊○○○○」という子どもたちに大人気のスーパー戦隊シリーズ番組が放送されています。この戦隊は大抵5人組みで、いつも女性ヒーローが、「ピンク色のスカートの衣装」で登場していましたが、男女雇用機会均等法が制定された25年くらい前からイエローが女性戦隊に代わり、2名体制になりました。

しかし、戦隊のリーダーは決まって「レッド」の男性戦隊で、毎回カッコ良く敵を倒し、ピンク、イエローなどの女性戦隊がフォローする、というストーリーは、35年間変わっていません。

こういう番組を見て子どもたちは、無意識のうちに「男はリーダーで女性はサブ」という意識が刷り込まれていくと思われます。たまには、女性戦隊がリーダーで、敵をやっつけるストーリーが誕生しても良いのではないのでしょうか。



春の全国火災予防運動 (3月1日～7日)

3月1日～7日までの1週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

次のことに心がけ、火災予防に努めましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

「八頭町商工会」移転のお知らせ

4月1日(金)から八頭町内3か所にありました商工会館が船岡会館の1か所になります。

今後、郡家本所会館、八東支所会館には、商工会の職員は常駐しません。が、会館使用は、当分の間、ご利用いただけます。

移転日

平成23年4月1日(金)

新所在地・問い合わせ

八頭町商工会
(旧船岡支所会館)
〒680-0471
八頭町船岡385-8
☎72-2113
Fax73-0054



広報「やず」が特選

鳥取県広報コンクール

平成22年度鳥取県広報コンクール「広報紙・町村の部」で、広報「やず」10月号が特選に選ばれ、県代表として、全国広報コンクールに推薦されました。

広報誌は皆さんの協力により毎月発行されています。

今後も「まちの話題」など取材、掲載希望など情報がありましたら、企画課☎76-0203へお知らせください。



再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用し印刷しています